小浜市告示第　57　号

令和　8　年度　　軽自動車税　　納税通知書　　の送達について

地方税法第20条の2及び小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）第18条の規定により、送達すべき令和　8　年度　　軽自動車税納税通知書　　について、送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでないので、下記のとおり公示送達する。

なお当該書類は送達の効力発生後においても、当該書類に関係する小浜市の徴収金または還付金が完納または還付、時効等により消滅するまでの間は本職が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するので、該当者は税務課に申し出てください。

上記の書類を受領しない場合、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令8年10月27日

小浜市長　杉本　和範

記

1．送達を受けるべきものの氏名等

1	EI EI KYAW
2	白津　竜太
3	津田　正俊
4	西澤　進裕
5	政谷　史郎
6	松井　朝吉
7	笠　薫
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	

30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	

2．書類の保管期限等

徴収金が完納により消滅するまでの期間保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付しますから、該当者は小浜市役所税務課に申し出てください。

3．送達すべき書類の名称

令和　8　年度 軽自動車税納税通知書